

韓國に対する請求権問題に関する全般の解説について

2  
2  
23

{

32

12

31

# 秘密指定解除

公文書監理室

韓國に対する請求権問題に関する合衆国政府の  
解釈について

## 一 合衆国政府の解釈の要点

(1) 日本の在韓財産に関する請求権は、補償のクレイムを含めて平和条約第四条(b)により決定的に消滅した。

(2) しかし、この日本の請求権が消滅したという事実は、日韓間の特別取極において考慮に入れらるべきである。

## 二 右に関する合衆国政府の説明

(1) 日本の請求権を完全に消滅せしめた理由は、新独立国である韓國を日本のちゅう帯から完全に切り離すことにある。

(2) 法律的見地よりすれば、財産の処分と補償の問題とを区別することは可能であるが、日本の補償クレイムは、米軍政府の行

つた処分及び平和条約第四条の文言及び意図と相いれないものである。

(三) 韓国の大日本請求権は、在韓日本財産の処分によりある程度まで満たされていたことは明らかであつたが、平和条約の起草者は、平和条約中に解決方法を示すべく韓国の大日本請求権については、事実關係もよくわからず、法理上の問題も十分解明されていなかつたので、これを日韓間の特別取極にゆだねることとしたのである。

### 三 合衆国政府の解釈をとつた場合の結果

(一) 日本の大日本請求権は、桑港平和条約発効の日に確定的に消滅したことになるので、特別取極交渉に当り、レリヴァントであるとはいうものの、韓国の大日本請求権に対し日本の請求権の相

殺を法律上の権利として主張しうるかどうか疑問である。

(二) 韓国側の請求権が日本のそれよりも大きいことを前提として容認することとなるおそれがある。

(三) 旧委任統治地域に関する特別取扱案は日米間で合意に達せず

打切りの形となつてゐるが、この交渉において日本側は補償請求権の主張をなしている。合衆国政府の解釈をとれば本地域における日本の請求権も当然消滅したこととなる。

(四) 國内補償との関係については、柔港平和条約により請求権を放棄したこととなるから、他の放棄された請求権と同様であり、國内補償については特別の問題は起らない。

#### 四 合衆国政府の解釈に関する疑問

一九五二年四月二十九日付韓国大使あて國務省ノートに対する

説明として声明案が述べてあることと、ノートそのものの述べてあることとの間に明白なから離が存し、また声明案の説明中、日本側が理論的に受容しなじ点が少くなら。

工　その最も重要な点は、ノートにおいては、日本國財産が divestされたこと、したがつて日本は valid claim to such assets or to an interest therein を主張できないこと及び財産の disposition は、  
米港米約第四条により valid であると日本が認めて居ることのみが述べられており、補償請求権の運命についてはなんら触れられていないにかかわらず（財産の処分と補償請求権とはまつたく關係のない事がらである）声明案においては、右のノートの説明として日本の補償要求は vesting decree, transfer agreement 及び米港米約第四条よりして放棄されて居るとなして居ること

はまつたく理解しえなし。

① 資明案の説明の一項において、國務省は、日本財産の韓國  
移管は日本とのちゆう帶を完全に立ち切るためであると述べて  
いるがちゆう帶を立ち切るために日本の補償請求権を消滅させ  
る必要はまつたくない。

② 資明案の説明の一項において國務省は法律的には vesting title  
と question of compensation とは別であるが、日本の補償請求  
は Westing decree, transfer agreement 及び樂港條約第四条(b)の  
language, rational and intent と incompatible であると述べ  
てあるが、法律的に別であることを認めている請求権について  
樂港條約はなんら規定してゐたもかわらず、これらの  
language, rational と incompatible であるということは理屈

である。

（イ）ノート廿九 The disposition of such assets .... is relevant ....  
と指摘されており、N.S. relevant とする點は前段註脚の N.S.  
levant であると譲りられるところの聲明案の証明の第11項と A.S.T  
It would ... take into account It would ... encompass determination  
of the extent ... It would ... が註記された問題點は relevant  
ではない箇所であると照ねれる。N.S. would が should にかか  
ば論述の實しなさ。

（ロ）声明案の証明の表11項と Such claims had already been met to some  
degree by the vesting of Japanese-owned property in Korea であるが、こ  
の文章の直前に株式会社起算地盤圖の枚田請求権に關する株  
券未約定に解決策を規定する sufficient facts を有してしまふ

つたと認めていたながら、韓國の対日請求権の方が日本の請求権より大であることを予断してはおかしい。

声明案の説明の末項に because of the responsibility of the United States for the treaty provisions とあるが、合衆国の解釈が桑港条約の公定解釈であるかのことを感を与え、この文言は好ましくない。

これを要するに國務省ノートは日本の在韓財産の運命を述べているのであり、その述べるところは事実並びに桑港条約規定に適合しているので、日本側としても異論がないが声明案はこのノートの説明であると極しながら、ノートの内容に比し、これを逸脱したり、またこれと矛盾する部分多く、承服できない。

極秘

秘密指定解除  
公文書監理室

一九五七・二・二二三 条三

韓国に対する請求権問題に関する合衆国政府の解釈について

一 合衆国政府の解釈の要点

(一) 日本の在韓財産に関する請求権は、補償のクレイムを含めて

平和条約第四条(四)により決定的に消滅した。

(二) しかし、この日本の請求権が消滅したという事実は、日韓間の特別取締において考慮に入れらるべきである。

二 右に関する合衆国政府の説明

(一) 日本の請求権を完全に消滅せしめた理由は、新独立國である

韓国を日本のちゆう帯から完全に切り離すことにある。

(二) 法律的見地よりすれば、財産の処分と補償の問題とを区別することは可能であるが、日本の補償クライムは、米軍政府の行

つた処分及び平和条約第四条の文言及び意図と相容れないものである。

〔三〕 韓國の対日請求権は、在韓日本財産の処分により、ある程度まで充たされたことは明らかであつたが、平和条約の起草者は、平和条約中に解決方法を示すべく韓國の対日請求権についてでは、事実關係もよくわからず、法理上の問題も十分解明されていなかつたので、これを日韓間の特別取扱にゆだねることとしたのである。

### 三 合衆国政府の解釈をとつた場合の結果

〔一〕 日本の対韓請求権は、桑港平和条約発効の日に確定的に消滅したことになるので、特別取扱交渉にあたり、レリヴァントであるとはいうものの、韓國の対日請求権に対し、日本の請求権

の相殺を法律上の権利として主張しえるかどうか疑問である。

(1) 韓国側の請求権が日本のそれよりも大きいことを前提として容認することになるがある。

(2) 旧委任統治地域に関する特別取扱案は日米間で合意に達せず打切りの形となつてゐるが、この交渉において、日本側は補償請求権の主張をなしてゐる。合衆国政府の解釈をとれば本地域における日本の請求権も当然消滅したこととなる。

(3) 國内補償との關係については、柔港平和柔約により請求権を放棄したこととなるから、他の放棄された請求権と同様であり、國内補償については特別の問題はおこらない。

#### 四 合衆国政府の解釈に関する疑問

一九五二年四月二十九日付の韓国大使あて國務省ノートに対する

る説明として声明案が述べられる事と、ノートそのものの述べ  
てることとの間には明白なかに離が存し、また声明案の説明中  
日本側が理論的に受容しないため少くなら。

II その最も重要な点は、ノートたゞでは、日本國財産が direct  
されたこと、したがつて日本は valid claim to such assets or to an  
Interest there<sup>in</sup> を主張できなどと及び財産の disposition

は香港条約第四条(5)により Valida であると日本が認められるこ  
とのみが述べられており、補償請求権の運命につきはなんら  
触れられてこなしたからかからず、財産の処分と補償請求権とは  
全く關係のない事柄である。声明案たゞでは、右のノートの  
説明として日本の補償要求は vesting decree, transfer agreement  
及び香港条約第四条よりして放棄されたると記述されること

は全く理解したなど。

〔一〕 聲明案の説明の第一項において、國務省は、日本財産の轉回移管は日本とのちゆう帶を完全に立ち切るためであると述べてゐるが、ちゆう帶を立ち切るために日本の補償請求権を消滅させる必要とは全くならない。

〔二〕 聲明案の説明の第一項における國務省は法律的には Vesting title の question of Compensation とは別であるが、日本の補償請求権は Vesting decree, transfer agreement 及び英港条約第四条の language, rational and intent と Incompatible であると述べてあるが、法律的であることを認めたる請求権について承認せねばならぬが、これがわからず、これらの Language, rational と incompatible であるとするなどとは理解不能わからず。

宣 ハートガル

The disposition of such assets ... is relevant ...

と答へられた。この relevant は上の點は当然法的で  
relevant やあると認られるところ實證的の説明の第11項だが

訴え would ... take into account が would ... encompass deter-

mination of the extent と would ... が用ひられており複雑的で  
relevant やせんと認定やあると認われる。この would は  
should になればハートとの間の連絡一貫した。

⑤ 實證的の説明の第11項は such claims had already been met to  
some degree by the vesting of Japanese owned property in Korea

とあるが、この文章の直前に実證的の起草者は韓國の被日請求権  
を有していなかつたと認めていたから、韓國の被日請求権の方

が日本の請求権より大であることを予断せらるるにはおかしく。

3. 聲明案の説明の末項に because of the responsibility of the United States for the treaty provisions にあるが合衆國の解釈が桑港条約の公定解釈であるかのことを懸念乍ら此の文書は好ましくない。

これを要するに国務省ノートは日本の在韓財産の運命を述べてゐるのであり、その述べるところは事実並びに桑港条約規定に適合してゐるので、日本側としても異論がないが声明案はこのノートの説明であると称しながら、ノートの内容に比し、これを逸脱したり、またこれと矛盾する部分多く、承服できない。

Feb 23, 1957

大蔵省  
外債課

秘密指定解除

公文書監理室

日韓問題について

一 本取締めにおいて、日本側が、財産請求権について米国の解釈を認め、従来の主張を撤回すると、日韓会談において韓国側のみが朝鮮銀行の財産、船舶、日銀券その他金圓的に請求権行使することとなる虞れがある。従つて今回の取締めに際して将来日韓会談において韓國側も日本側の財産が処分された限度においてその請求権を失うといふ基本原則を確認せしめておく必要がある。

一近來の日韓会談における韓国側の態度に鑑み、この点は上ほど注意を要すると想われる。一

二 韓国米商品の贈与については、日韓会談が成立し韓國關係が正常化した時の状況とし、この際の問題としない方が適当ではなか

三

収容所關係の子算開通は法務省と大藏省主計局との事務的折衝の上決定すべきである。

四

覚書の日本人漁夫の取扱について「開港を了して」とあるがこれは半ラインの合法性を認めたことにならぬいか。

秘密指定解除

公文書監理室

極秘

(改訂仮訳)

日韓請求権解決に關し対日平和條約第四条の解釈  
に関するアメリカ合衆国政府の立場の表明案

一九五二年四月二十九日付韓国大使あてノートにおいて、國務省は対日平和條約第四条を次のようによつて解釈した。

「米国政府は、対日平和條約第四条(b)項及び在韓米國軍政府の關係指令及び行為によつて、韓國管轄権内にある財産について、日本国及び日本国民が有するすべての権利、権原及び利益は剝奪されたとの見解を有している。従つて、米国政府の見解によればかかる資産、又はその中に含まれる利益に対する有効な請求権は日本により主張されえない。

しかしながら、日本国が平和條約第四条(b)項により有効と認めた、右の資産の処理は、米国政府の見解によれば、平和條約第四条(b)項により規定されている取扱を考慮するにあたつて関連あるものである。」

國務省は以上の見解を今も保持している。この見解の背後にある理論と平和条約の関係条文について説明することは有益である。

米国軍政府の管轄内の朝鮮の部分にあつた日本財産は、朝鮮に独立国を設置するためには、日本とのつながりを完全に且つさつぱりと切離すことが必要と思われたので、所属を変ぜしめられ、その後韓国政府に移譲された。所屬変更命令（vesting decree）と移譲協定（transfer agreement）の意図は、韓国当局をして右財産の完全なコントロールをえさせしめることであつた。法律論的見地からいえば、権原の所属を変更せしめたことと、補償の問題との間には区別があることが認められるが、日本による補償の請求は、この場合、所属変更命令、移譲協定及び平和条約第四条(1)項の言葉、論理、趣意と相容れないものであると、米国政府は認めるものである。

日本国及び日本国民に対する韓国側の請求権が問題となつたとき、平和条約の起草者たちは、かかる請求権は、在韓日本財産の所屬変更によりある程度すでに満足されたことは明らかであるが、平和条約中に解決案を規定するためには、十分な事実も、また適用される法理論の十分な分析も持ち合わしていないと判断した。従つて、日本の他の旧領土の場合と同様、彼等はこれらの問題を全面的に関係国間の取極めに委ねた。

彼等は第四条(a)項に言及された特別取極において、関係当事国は在韓日本財産が既に所屬変更されたという事實を考慮に入れるであろうと考えた。かような次第で、特別取極めを考慮するに当つて、右の処理が関連するとの前記意見の開陳となつたのである。従つて、日韓両国間の特別取極は、在韓日本資産を韓国政府が引取つた事により、対日韓国請求権が消滅され、又は満足させられた限度を確定することとなろう。

米国政府が韓国大使に対し、一九五二年四月二十九日付國務省

のノートの中に披瀝した解釈を伝えたことは、平和条約の規定に対する米国の責任からみて、適當であつたと信ぜられる。しかしながら米国政府が、平和条約に規定される特別取極を「韓両国が行う際」在韓日本財産の処理がどの程度に兩当事国により「考慮せられるべきであるかについて意見を述べることは適當とは思われない。特別取極は、関係両国政府間の問題であり、かくの如き決定は、当事国自身か又は彼等により委任された當局者が、当事国が提出することあるべき事実及び適用するべき法理論を十分に検討した上で、始めてなさるべきものである。

極  
秘  
件

Confidential

32. 3. 20 附

January 19, 1956.

Draft Statement of U.S. Position on Interpretation of  
Article 4 of the Japanese Peace Treaty with Respect  
to Korean-Japanese Claims Settlement

In a note to the Ambassador of Korea of April 29, 1952, the Department interpreted Article 4 of the Japanese Peace Treaty as follows:

"The United States is of the opinion that by virtue of Article 4(b) of the Treaty of Peace with Japan and the relevant directives and acts of the United States Military Government in Korea all right, title and interest of Japan and of Japanese nationals in property within the jurisdiction of the Republic of Korea have been divested. Accordingly, in the opinion of the United States, valid claim to such assets or to an interest therein cannot be asserted by Japan. The disposition of such assets, which Japan has recognized as valid in Article 4(b) of the Treaty, is relevant, however, in the opinion of the United States in the consideration of the arrangements contemplated by Article 4(a) of the Treaty."

The Department remains of the opinion expressed above. It may be useful to explain the reasoning behind that opinion and the pertinent articles of the Peace Treaty. Japanese properties in that part of Korea within the jurisdiction of the United States military government were vested and thereafter transferred to the Republic of Korea because the establishment of an independent state in Korea appeared to require a clean and absolute break of the ties to Japan. It was the intention of the vesting decree and the transfer agreement to put the Korean authorities in full control of the properties, and while from the juridical point of view it is recognized that a distinction is possible between vesting title and the question of compensation, claims by Japan to compensation are regarded by the United States Government in the circumstances as incompatible with the language, rationale and intent of the vesting decree, the transfer agreement, and Article 4(b) of the Peace Treaty.

When it came to Korean claims against Japan and Japanese nationals, the drafters of the Peace Treaty did not consider that they had before them either sufficient facts or sufficient analysis of applicable legal theories to lay down a solution in the Treaty, although it was obvious that such claims had already been met

to some

to some degree by the vesting of Japanese-owned property in Korea. Accordingly, as in the case of other former Japanese territories, they left these questions entirely to arrangements to be made by the countries concerned. They contemplated that in the special arrangements referred to in Article 4(a) the parties would take into account the fact that Japanese-owned properties in Korea had been vested - hence the statement in the above opinion that such disposition was "relevant" in the consideration of the special arrangements. Thus the special arrangements between Korea and Japan would encompass determination of the extent to which Korean claims against Japan should be considered to be extinguished or satisfied by virtue of the take-over by the Korean Government of Japanese assets in Korea.

It was appropriate, it is believed, for the United States to give the interpretation set forth in the Department's note of April 29, 1952, to the Korean Ambassador because of the responsibility of the United States for the Treaty provisions; but it does not appear appropriate for the United States to express opinions as to just how the disposition of Japanese properties in Korea is to be taken into account by the parties in entering into the special arrangements contemplated by the treaty. The special arrangements are a matter between the two governments concerned, and such a determination can only be made by the parties themselves or by an authority which might be charged by them with doing so and after full examination of the facts and applicable legal theories which the parties might present.

極  
秘

# 秘密指定解除

公文書監理室

日韓請求権問題解決に關し平和條約第四条の解釈  
に対する米国の考え方に関する声明案

一九五二年四月二十九日付韓国大使宛ノートにおいて、國務省は  
対日平和條約第四条を次のように解釈した。

「米国の見解は、韓国管轄権内にある財産に對して有する日本及  
び日本国民の凡ての権利、権原及び利益は対日平和條約第四条及び  
在韓米国軍政府の關係指令及び行為によつて剝奪されたといふこと  
である。従つて、かかる資産及びその利益に対する有効な請求権を、  
日本は主張することができない。」

米国側の意見によれば、平和條約第四条(b)項により、日本が有効  
と認めた資産の処理は、併しながら、條約第四条(a)項による取極め  
を考慮する場合に関連している。」

國務省は以上の見解を現在も保持している。この見解の背後にある理論と、平和条約の関係条文について説明することは有益である。米国軍政府管轄内の在韓日本財産は、放棄させられた後、韓国に移譲されたのである。これは、韓国をして独立の体となさしめるために、日本とのつながりを完全さつぱりと切離すことが必要と思われたからである。韓国当局をしてこの財産を完全にコントロールせしめようとするがが *vesting degree* と *transfer agreement* の意図するところであつた。放棄された権限と補償問題とは別個の問題でありうるといふことは、法理的見地からは認められるが、日本が補償を請求することは、この場合 *vesting degree - transfer agreement*

及び平和条約第四条の言葉、論理、趣意と矛盾するものと米国政府は見做している。日本並びに日本人に対する韓国側の請求権が問題

になつた時、平和条約の起草者達は、かかる請求権は在韓日本財産の放棄によりある程度既に済をされたことは明らかであるが、平和条約中に解決案を規定するに足りるだけの事実資料も又適用される法理論の十分な分析も自分達は持ち合わしていないと判断した。従つて他の日本の旧領土の場合と同様、請求権問題は全面的に関係国家の取極めに委ねられた。彼等が考えたことは、第四条に云う特別取扱いにおいて、関係当事国は、在韓日本財産は放棄されたといふ事実を考慮に入れるであろうということであつた。かような次第で特別取扱いを考慮する時、関連するとの前記米側意見の開陳となつたのである。従つて、日韓両国間の特別取扱いは、在韓日本資産を韓国政府が引取つた事により、対日韓国請求権が如何なる限度まで消滅され、あるいは満足させられたと見做さるべきかの決定を含むべき

であろう。

一九五二年四月二十九日付國務省の書簡中に披瀝された見解を韓國大使に、米国が示したことは適正であつたと信する。何者、米国は平和条約の規定に対する責任者であるからである。しかしながら平和条約に規定する特別收穫を日韓両国が行う際、在韓日本財産が蒙つた処分が両当事者により如何に考慮されるべきかについて、米国が意見を述べることは適當とは思えない。特別收穫は日韓両政府内の問題であり、取極を行うか否かの決定は、当事者自身が又はそうすることを委任された者が、当事者が提出する事実と適用さるべき法理論を充分に検討した上、始めて行われるべきものである。

~~SECRET~~ Statement of U.S. Position on Interpretation  
of Article 4 of the Japanese Peace Treaty with  
Respect to Korean-Japanese Claims Settlement

In a note to the Ambassador of Korea of April 29, 1952, the Department interpreted Article 4 of the Japanese Peace Treaty as follows:

"The United States is of the opinion that by virtue of Article 4(b) of the Treaty of Peace with Japan and the relevant directives and acts of the United States Military Government in Korea all right, title and interest of Japan and of Japanese nationals in property within the jurisdiction of the Republic of Korea have been divested. Accordingly, in the opinion of the United States, valid claim to such assets or to an interest therein cannot be asserted by Japan. The disposition of such assets, which Japan has recognized as valid in Article 4(b) of the Treaty, is relevant, however, in the opinion of the United States in the consideration of the arrangements contemplated by Article 4(a) of the Treaty."

The Department remains of the opinion expressed above. It may be useful to explain the reasoning behind that opinion and the pertinent articles of the Peace Treaty. Japanese properties in that part of Korea within the jurisdiction of the United States military government were vested and thereafter transferred to the Republic of Korea because the establishment of an independent state in Korea appeared to require a clean and absolute break of the ties to Japan. It was the intention of the vesting decree and the transfer agreement to put the Korean authorities in full control of the properties, and while from the judicial point of view it is recognized that a distinction is possible between vesting title and the question of compensation, claims by Japan to compensation are regarded by the United States Government in the circumstances as

incompatible

# 秘密指定解除

公文書監理室

解  
除

(仮訳)

日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明

千九百五十二年四月二十九日の韓国大使あての書簡において、  
國務省は、日本国との平和条約第四条を次のとおり解釈した。

合衆国は、日本国との平和条約第四条(b)並びに在韓合衆国軍政府の関係指令及び措置により、大韓民国の管轄権内にある財産についての日本国及び日本国民のすべての権利、権原及び利益が処分されたという見解を有している。したがつて、合衆国の見解によれば、日本国は、これらの資産又はこれらの資産についての利益に対する有効な請求権を主張することができない。しかしながら、日本国が平和条約第四条(b)において有効と認めたこれらの資産の処理は、合衆国の見解によれば、平和条約第四条(b)に規定されている取扱い考慮において直接關係をも

つものである。

國務省は、前記の見解を今も有している。この見解の背後にあ  
る論拠及び平和条約の該当条項について説明することは有益であ  
ろう。朝鮮における独立国家の設立のためにには日本国とのつなが  
りを完全に断ち切ることが必要と思われたので、合衆国軍政府の  
管轄権内にあつた朝鮮の部分における日本の財産は、所屬を変ぜ  
られ、その後大韓民国に移転された。所屬変更命令及び移転協定  
の意図するところは、韓国の当局に前記の財産を完全に支配させ  
ることにあつた。法的見地からいえば、権原の所屬の変更と補償  
の問題との区別は可能であると認められるが、合衆国政府は、日  
本国の補償請求は、右の事情のもとにおいて、所屬変更命令、移  
転協定及び平和条約第四条の文言、理由及び意図と相容れない  
ものであると考える。

平和条約の起草者等、日本国及び日本国民に対する韓国側の請

請求が問題となつた時に、この請求がすでに在韓日本財産の所屬変更によりある程度満たされたことは明らかであつたが、平和条約中に解決を定めるには、十分な事実も、また、適用される法理論の十分な分析も持ち合わせているとは考へなかつた。したがつて、日本国その他旧領土の場合と同じく、平和条約の起草者は、これららの問題を全く関係国間の取極に任せた。平和条約の起草者は、第四条(2)にいう特別取極において当事国は在韓日本財産がすでに所屬を変せられたといふ事実を勘案するであると考へた。かくて、前記の処理が特別取極の考慮において「直接關係をもつ」ものであると前記の見解において表明した次第である。したがつて、日本国と韓国との間の特別取極は、在韓日本資産を韓国政府が引き取つたことによりいかなる程度まで日本国に対する韓国側の請求権が消滅し、又は充足されたと認めるべきであるが、その結果の決定を含むことをお尋ねろう。

合衆国が千九百五十二年四月二十九日の韓国大使あての國務省の書簡に述べた解釈を示したことは、平和条約の規定に対する合衆国の責任からみて、適當であつたと信ぜられる。しかしながら、平和条約に規定されている特別取締の締結に当つて在韓日本財産の処理が両当事国によりまさしくいかに勧奨されるべきであるかについて合衆国が意見を述べることは、適當とは思われない。特別取締は、關係兩政府間の問題であり、このような決定は、当事国自身又はその決定をすることを両当事国により委嘱される機関が、当事国の提示する事実と適用される法理論とを十分に検討した後にのみなすことができるものである。

CONFIDENTIAL*Confidential*

No. 1010

The Ambassador of the United States of America presents his compliments to His Excellency the Minister of Foreign Affairs and has the honor to transmit the following statement of the position of the Government of the United States of America on the interpretation of Article 4 of the Treaty of Peace with Japan with respect to the settlement of claims between Japan and the Republic of Korea:

In a note to the Ambassador of Korea of April 29, 1952, the Department of State interpreted Article 4 of the Treaty of Peace with Japan as follows:

"The United States is of the opinion that by virtue of Article 4(b) of the Treaty of Peace with Japan and the relevant directives and acts of the United States Military Government in Korea all right, title and interest of Japan and of Japanese nationals in property within the jurisdiction of the Republic of Korea have been divested. Accordingly, in the opinion of the United States, valid claim to such assets or to an interest therein cannot be asserted by Japan. The disposition of such assets, which Japan has recognized as valid in Article 4(b) of the Treaty, is relevant, however, in the opinion of the United States, in the consideration of the arrangements contemplated by Article 4(a) of the Treaty."

The United States Government remains of the opinion expressed above. It may be useful to explain the reasoning behind that opinion and the pertinent articles of the Peace Treaty. Japanese properties in that part of Korea within the jurisdiction of the United States Military Government were vested and thereafter transferred to the Republic of Korea because the establishment of an independent state in Korea appeared to require a clean and absolute break of the ties to Japan. It was the intention of the vesting decree and the transfer agreement to put the

Korean authorities in full control of the properties, and while from the juridical point of view it is recognized that a distinction is possible between vesting title and the question of compensation, claims by Japan to compensation are regarded by the United States Government in the circumstances as incompatible with the language, rationale and intent of the vesting decree, the transfer agreement, and Article 4(b) of the Peace Treaty.

When it came to Korean claims against Japan and Japanese nationals, the drafters of the Peace Treaty did not consider that they had before them either sufficient facts or sufficient analysis of applicable legal theories to lay down a solution in the Treaty, although it was obvious that such claims had already been met to some degree by the vesting of Japanese-owned property in Korea. Accordingly, as in the case of other former Japanese territories, they left these questions entirely to arrangements to be made by the countries concerned. They contemplated that in the special arrangements referred to in Article 4(a) the parties would take into account the fact that Japanese-owned properties in Korea had been vested - hence the statement in the above opinion that such disposition was "relevant" in the consideration of the special arrangements. Thus the special arrangements between Korea and Japan would encompass determination of the extent to which Korean claims against Japan should be considered to be extinguished or satisfied by virtue of the take-over by the Korean Government of Japanese assets in Korea.

It was appropriate, it is believed, for the United States to give the interpretation set forth in the Department of State's note of April 29, 1952, to the Korean Ambassador because of the responsibility of the United States for the treaty provisions; but it does not appear appropriate for the United States to express opinions as to just how the disposition of Japanese properties in Korea

is to be taken into account by the parties in entering into the special arrangements contemplated by the Treaty. The special arrangements are a matter between the two governments concerned, and such a determination can only be made by the parties themselves or by an authority which might be charged by them with doing so and after full examination of the facts and applicable legal theories which the parties might present.

Embassy of the United States of America,  
Tokyo, December 31, 1957.